

## <報道発表資料>

---

令和6年3月22日

### 個人情報を含む文書の紛失について

鴻巣保健所において、平成28年度に作成した精神保健福祉法に基づく精神保健診察に係る個人情報を含む文書が所在不明となる事案が発生しました。  
現在までに、第三者による不正使用等の事実は確認されていません。

#### 1 事案の概要

- ・令和6年3月6日 職員が文書保管庫において過去の文書を調べたところ、平成28年度の精神保健診察に係る文書の一部（50名分）が確認できなかった。
- ・3月6日及び3月7日 所内を探索したが発見できず、所在不明であることが判明した。その後も継続して探索したが、発見されていない。
- ・文書は、施錠された文書保管庫で保管されており、外部に持ち出された形跡は確認されていない。

#### 2 文書の内容

- ・精神保健診察の実施・結果に係る文書（氏名、住所、生年月日、診断名等）

#### 3 対応

- ・紛失した文書の対象者にお知らせをして、謝罪を行っている。

#### 4 再発防止策

所内における文書の適正な保存管理を徹底する。

- ・文書定期点検時において過年度文書を含めた所在確認を行う。
- ・文書廃棄時に複数人で実物確認と文書廃棄台帳と突合を行う。

### 【精神保健福祉法に基づく精神保健診察とは】

警察官の通報等に基づき、2人以上の精神保健指定医により行われる診察。その結果、精神症状に基づく自傷他害の恐れがあると認められた場合、知事の権限により措置入院となる。